

労働安全衛生法に基づく新たな化学物質管理のお知らせ

【化学物質管理のしくみが変わります！】

労働安全衛生法では、化学物質管理のしくみが、これまでの特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とするしくみへと変わります。

危険性・有害性が確認された全ての物質（リスクアセスメント対象物質）について、国が定める管理基準の達成が求められます。その達成のための手段は事業者が考える（自律的な管理）方式となります。

※「リスクアセスメント」とは、労働安全衛生法では、化学物質などによる危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づくリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置（リスクを減らす対策）の内容を検討する一連の流れと定義されています。

【対象物質の数が2026年にはこれまでの4倍に増加】

「リスクアセスメント対象となる化学物質」は、これまで667物質でしたが、2024年4月1日には234物質が追加されました（2026年4月には、対象化学物質の数が約2,900物質になる予定です）。

【化学物質管理者の選任を義務付け】

令和6年4月1日に施行された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、リスクアセスメント対象となる化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、業界・業種・規模を問わず、「化学物質管理者」（安衛則第12条の5）の選任が義務付けられることになりました。

その結果、皆様の事業所においても、「化学物質管理者」の選任が必要となる可能性があります。

※「リスクアセスメント対象となる化学物質」の一例：

R-22（CFC-22、クロロジフルオロメタン）… 冷媒

アンモニア … 冷媒

アセトン …… 溶解アセチレンの溶剤

エチレングリコール … 不凍液

2026年4月から対象となる化学物質の一例：

R-134a（1,1,1,2-テトラフルオロエタン）… 冷媒

二酸化炭素 … 消火用 酸素（高圧の状態のもの）…CE

ヘリウム（高圧の状態のもの）…冷媒、分析用

すなわち、危険性・有害性があり、リスクアセスメント対象物質とされた化学物質を扱う事業所は「化学物質管理者」の選任が必要です。

「化学物質管理者」は、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理するものとして位置づけられます。

4月1日
から！



対象物質検索サイト
（職場のあんぜんサイト）

【化学物質管理者の選任はどうすれば？】

「化学物質管理者」の選任要件は「化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者」となっており、事業者の裁量によりますが、リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、化学物質管理者に選任されるものは厚生労働大臣が示す内容にしたがった専門的講習（3時間の実習を含む計12時間の講習）を受けなければなりません。

一方、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場では、専門的講習受講等の資格要件はありません。化学物質管理者講習修了者、同等の能力を有すると認められる者、又は化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいとされています。また、この化学物質管理者講習に準ずる講習については、以下の表の科目、内容、時間の講義によるものであることが望ましいこと、とされています。

講習内容（リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場向け）

科目	範囲	講義時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性化学物質による健康障害の病理及び症状化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1時間 30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1時間 30分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30分
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）中の関係条項	30分
		6時間

※令和5年7月14日付け基発0714第8号「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」（厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて）により示された講習内容となります。



【よくあるご質問】

「化学物質管理者」の選任が必要な事業場とは、どんな事業場ですか？

リスクアセスメント対象物の製造、取り扱い、または販売などの譲渡提供を行う**全ての事業場が、業種や事業規模などに関係なく対象となります**。ただし、一般消費者の生活用製品のみを取り扱う事業場は対象外となっています。

化学物質管理者講習は義務ですか？

2024年4月1日以降、リスクアセスメントの対象物である化学物質を製造、取り扱い、譲渡提供する**すべての事業場において「化学物質管理者」の選任が義務付けられます**。このうち製造事業場の化学物質管理者は12時間以上の専門的講習受講が義務付けられ、その他の事業場の化学物質管理者についても化学物質管理者講習に準ずる講習（6時間以上）を受講している者から選任することが望ましいとされています。

当社は高圧ガス保安法では、届出対象とならない小規模の冷凍事業所ですが、それでも化学物質管理者を選任しなければならないのでしょうか？

法令で定めるリスクアセスメント対象化学物質となっているR-22を冷媒として用いている冷凍機を扱っている事業所であれば、**その業種や規模に関わりなく「化学物質管理者」を選任することが義務づけられます**。

「化学物質管理者」は、役職者から選任する必要がありますか？

化学物質管理者の選任に当たっては、選任された管理者に求められる業務をなし得るよう権限を付与する必要があり、事業場においてはそれに相応しい立場の方を選任することが望ましいと考えられます。

化学物質の取扱いをする事業場ですが、この講習を受講しないと「化学物質管理者」を選任することができないのでしょうか？

化学物質の製造事業場以外の事業場については、**「化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められるものから化学物質管理者を選任すること」と**されています。

具体的には次の①～③に該当する者から選任することが望ましいとされており、当協会の講習は③にあたります。

- ① 「化学物質管理者講習（2日間・12時間）」の受講者
- ② ①と同等以上の能力を有すると認められる者（例：試験の区分が労働衛生工学の区分で合格した労働衛生コンサルタントなど）
- ③ **①の講習に準ずる講習として「化学物質管理者講習（取扱事業場向け）」の受講者**